島根県で死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

本日、環境省から、島根県松江市の死亡野鳥(コブハクチョウ)から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨の発表がありました。畜産関係者におかれましては、本病ウイルスの侵入防止対策、飼養家さんの異状の早期発見・早期通報等、改めて、防疫対策を徹底いただきますようお願いします。

概要

- 1.本日、環境省から、島根県松江市において、11月5日に回収されたコブハクチョウ1羽の死亡個体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出された旨の発表がありました。 (別添2)
- 2.今般の事例は、我が国で今季初めて死亡野鳥から本病ウイルスが確認された事例であり、我が国への渡り鳥の飛来が本格化する中、本病ウイルスの我が国家きんへの侵入リスクは非常に高まっていると考えられます。

家きん飼養農場を始めとする畜産関係者におかれましては、本病ウイルスの侵入防止対策、飼養家きんの異状の早期発見・早期通報等、改めて、防疫対策を徹底いただきますようお願いします。

(本件に関し、都道府県に対して、本病の防疫対策を再徹底するよう通知を発出しています。) (別添1)

- 3.なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 4.また、今後、家きん飼養農場で本病が確認された際に現場で取材を行うことは、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

<添付資料>

別添1 島根県で死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について(PDF : 108KB)

別添2 島根県の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について(PDF: 161KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課 担当者:総務班 横澤、田中 代表:03-3502-8111(内線4581) ダイヤルイン:03-3502-5994

FAX: 03-3502-3385

写

29消安第4238号 平成29年11月9日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

島根県で死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出 された事例に伴う防疫対策の再徹底について

本日、環境省から、島根県で回収された死亡野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6亜型) が検出された旨連絡がありましたのでお知らせします。

今般の事例は、我が国で今季初めて本病ウイルスが確認されたものであることから、家きん飼養農場での本病の発生リスクは極めて高い状況にあると考えています。

つきましては、家きん飼養農場を始めとする畜産関係者に対し、このことに ついて、ウェブサイトへの掲載や電子メール等の手段を用いて、積極的に情 報提供するとともに、農場及び家きん舎への本病ウイルスの侵入防止対策並 びに飼養家きんの異状の早期発見・通報の徹底について、助言・指導の強化 をお願いします。

加えて、万一、本病が発生した場合、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保及び緊急連絡先の確認並びに必要な防疫 資材の備蓄状況及び調達先を確認いただくとともに、防疫措置従事者の感染 防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局との連携体制についても確認 いただきますようお願いします。

島根県 同時発表

報道各社御中 ← 環境省広報室

島根県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性及び緊急調査チームの派遣について(H29 1 1 9 15:00)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道 府県	場所	種名	回収日	簡易 検査	遺伝 子 検査	高病原性鳥イン フルエンザウイ ルス確定検査	監視重点区 域指定状況
1	島根県	松江市	コブハク チョウ	11/5 回収	陽性		<u>11/9 確定</u> <u>H5N6亜型</u>	11/5指定
2	島根県	松江市	キンクロ ハジロ	11/7 回収	陽性		確定検査機関で 検査中	11/7指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【案件 No.1 について】

- ・島根県松江市において11月5日に回収されたコブハクチョウ1羽の死亡個体について、確定検査を鳥取大学において実施したところ、11月9日に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出されました。
- 環境省では、緊急調査チームを11月13日(月)~15日(水)現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施します。

緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

①日 程:11月13日(月)~15日(水)

②人 数:野鳥等調査の専門業者2名程度

中国四国地方環境事務所職員及び島根県職員が同行予定

- ③主な調査内容:現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常 個体の有無の確認、現地指導等)
- ④現地取材 場所:島根県松江市斐川町坂田 2896 宍道湖西岸なぎさ公園

時間:11月13日 14:00~(30分程度)

- ⑤調査結果: 15日(水)発表予定
- ⑥調査に関する問合せ先:中国四国地方環境事務所野生生物課(086-223-1561又は090-7353-3080)までお問い合わせください。
- ⑦取材される場合の留意点
- 調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- ・なお、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、本事例の確定検査陽性を受け、国内単一箇所発生時の「対応レベル2」に引き上げております。

【参考: No. 1の案件について】

- 1 主な経緯等
- (1) 死亡野鳥の確認地点 鳥根県松江市

(2) 経緯

- ・コブハクチョウ 1 羽の死亡個体を回収(11月5日)。
- ・同日、島根県において簡易検査を行ったところA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出たとの旨、報告があった。
- 同日、回収等地点の周辺10Km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化中。
- ・鳥取大学において確定検査を実施し、11月9日に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明。

2 今後の対応

- (1) 全国での対応レベルは、対応レベル2として監視を強化中。
- (2) 現在、鳥取大学で確定検査を実施しているNo.2については、11月7日 に指定した野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を引き続き強化。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_08 09.html に掲載) に準じて適切に対応。

【留意事項】

- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。
- ※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を 提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成29年11月9日(木)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通:03-5521-8285 代 表:03-3581-3351 室 長:西山 理行 (内線6470)

感染症対策係長:岩野 公美 (内線6676)

【参考】

今シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ検査状況等(平成29年11月9日15:00現在)

番号	都道 府県	場所	種名	回収日	簡易 検査	遺伝 子 検査	高病原性鳥イン フルエンザウイ ルス確定検査	監視重点区 域指定状況
1	島根県	松江市	コブハク チョウ	11/5 回収	陽性		<u>11/9 確定</u> <u>H5N6亜型</u>	11/5指定
2	島根県	松江市	キンクロ ハジロ	11/7 回収	陽性		確定検査機関で 検査中	11/7指定